

令和7年度（2025年度）

南阿蘇村償却資産（固定資産税） 申告の手引き

【提出期限：令和7年1月31日（金）】

固定資産税対象の償却資産の申告が必要です。

固定資産税の対象となる資産には、土地・家屋以外に償却資産があります。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる資産（構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品など）をいいます。

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただくこととなります（地方税法383条）。

所有している償却資産は、農業や営業所得のある方が所得税（住民税）申告時に作成された、収支内訳表の減価償却資産欄に計上されている資産が概ね対象となります。

【提出先】

《持参される場合》

南阿蘇村役場 税務課 ☎0967-67-2703（直通）

※控えが必要な方は、ご自身で控用の申告書をご用意ください。

※受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）

《郵送される場合》

〒869-1404

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705-1

南阿蘇村役場 税務課 償却資産担当 宛

※控えが必要な方は、控用申告書と、切手を貼った返信先を明記した封筒を同封してください。

★インターネットを利用した電子申告（eLTAX）を利用することも出来ます。

ご利用に際しては、地方税共同機構のホームページをご覧ください。

◎ホームページ〔<https://www.eltax.lta.go.jp>〕

◎☎0570-081459（左記でつながらない場合は、☎03-5521-0019）

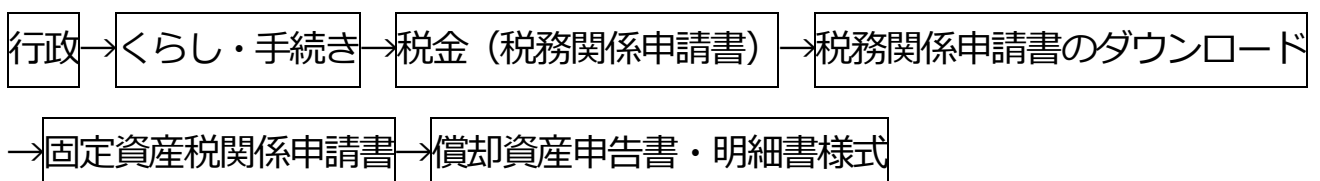
受付時間 9：00～17：00（土日・祝祭日と年末年始を除く）

《目 次》

1. 償却資産とは	3
2. 申告が必要な資産	3~4
3. 償却資産の評価	4
4. 償却資産にかかる税額	4
5. 業務別の主な償却資産	4~5
6. 国税との主な違い	5
7. 課税標準の特例について	6
8. 太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について	6
9. 中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について	6
10. 申告にあたっての注意事項	6
11. 申告についてのQ & A	7~9
12. 減価率・減価残存率表	9
13. 口座振替のご案内	10
14. 個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載について	10
15. さかのぼり課税について	10
16. 申告をしなかった、または、虚偽申告をした場合	10
17. 償却資産申告書・申告書の記入例	11~13
18. 種類別明細書・明細書の記入例	14~15
19. 宛名ラベル	16

償却資産申告書・種類別明細書の様式は、
南阿蘇村ホームページからダウンロードできます。

◎南阿蘇村ホームページアドレス <https://www.vill.minamiaso.lg.jp>



1. 償却資産とは

「償却資産」とは、会社や個人で工場・商店・農業などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために所有している構築物・機械・器具・備品などをいい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

「償却資産」の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産について、1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。（地方税法第383条）

※令和7年は1月31日（金）が提出期限です。

◎償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると、次のようになります。

構築物	<p><構築物></p> <ul style="list-style-type: none">●駐車場・道路の舗装、広告用看板、門、塀、庭園、ガス・石油タンク、その他土地に定着した土木設備など●プレハブ等の建物で基礎がないものまたは基礎がブロック単体・木杭等で簡易な建物、農業用ハウスなど <p><建物付属設備></p> <p>受変電設備、ネオンサイン、スポットライト、屋外照明設備、屋外水道管、屋外排水管、生産事業（製造・加工等）の工程上必要な設備等（ボイラー、動力配線、配管等）</p> <p>※賃借人がその事業のために取り付けた内装・造作、建築設備等については、賃借人が償却資産として申告していただくことになります。</p>
機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、その他各種産業用機械及び装置等
船舶	漁船、一般船舶、作業船、ボートなど
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具	大型特殊自動車、その他運搬車（自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告対象外です。）
工具、器具及び備品	電動カッター等の工具、電圧計、陳列ケース、金庫、応接セット、パソコン、エアコン、テレビ、冷蔵庫、その他の業務用備品、自動販売機など

2. 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在において、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産です。

次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば課税対象になります。

- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ・遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ・未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ・償却済資産（耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産→残存価格である1円が計上されている資産）

なお、以下の資産は申告の対象となりません。

- ① 耐用年数が1年未満の資産
- ② 取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されるもの

- ③ 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却するもの（一括償却資産）
- ④ 無形減価償却資産（鉱業権、営業権、特許権、ソフトウェアなど）
- ⑤ 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は除く）
- ⑥ 自動車税及び軽自動車税の課税対象となるもの

※②、③の場合でも、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行っているものは申告の対象となります。

※租税特別措置法第28条の2、第67条の5により中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を必要経費または損金に算入した場合、固定資産税（償却資産）では申告の対象となります。

※リース又はレンタル資産については、通常賃借人は申告の義務はありませんが、リース期間終了後にリース・レンタル資産を賃借人に無償譲渡になっている場合等は、その資産の利用を開始したときから賃借人が申告することになります。

3. 償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

●前年中に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

●前年前に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

※ただし、求めた額が取得価額の5%よりも小さい場合は取得価額の5%の価格になります。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。

- ・取得価額・・・原則として国税の取扱いと同様です。
- ・減価率・・・原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

4. 償却資産にかかる税額

区 分	説 明
課税標準額	賦課期日（毎年1月1日）現在の資産の価格（申告に基づき評価のうえ決定されます）の合計額をいいます。
税率及び税額	◎税率…1.4% ◎税額＝課税標準額×税率 （※課税標準の特例の適用を受ける場合は、適用後の額が課税標準額となります。）
免税点	課税標準額の合計額が、150万円未満の場合は課税されません。 <u>ただし、申告は必要です。</u>

5. 業種別の主な償却資産

業 種	内 容
各業種共通のもの	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、ルームエアコン、応接セット、簡易間仕切り、金庫、各種キャビネット、レジスター、看板、広告塔、ネオンサイン、内装・内部造作等、駐車場・構内の舗装路面など

農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、収穫機作業機、コンベアー、サイロ、ハーベスター、消毒装置、牛舎マット、乗用装置のない農耕用耕作機械等など
不動産（賃貸）業	アスファルト舗装、外構工事、駐輪場、フェンス、外灯、白線工事、車止め、門、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、集合郵便受け、ゴミ置場など
製造業	工場敷地内のアスファルト舗装、外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの大型特殊自動車（小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く）、旋盤、プレス機、溶接機、切削工具、その他の建設工業設備、足場材など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、スポットライト工事、自動販売機など
飲食業	家具、厨房設備・用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、サインポール、洗面設備、消毒殺菌機など
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、歯科診療ユニット、手術機器、ファイバースコープなど）、ベッド、給食用厨房器具など

6. 国税との主な違い

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度（決算期）	暦年（賦課期日1月1日）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法、定額法を選択制度 [定率法選択の場合] ・平成19年4月1日以後に取得された資産は「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定
前年中の新規取得	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	制度有り	制度無し
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	制度有り	制度無し
増加償却の制度（所得税、法人税）	制度有り	制度有り
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

7. 課税標準の特例について

税負担の軽減を図るため、課税標準の特例措置が地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に規定されています。該当する資産がある場合には、特例資産であることの証明書（承認書・許可証等の写し）を添付し、償却資産申告書と合わせてご提出ください。（一部を以下に挙げています。）

8. 太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得された太陽光発電設備について、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている場合は、固定資産税の課税標準額が取得した年の翌年度から 3 年間に限り、3 分の 2 に軽減〔発電出力 1,000kw 未満の場合〕されます。（※3 分の 1 が減額されるということです。）

《添付資料》

- ・公益財団法人日本環境協会発行の「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し
- ・発電出力が確認できるもの
- ・課税標準の特例に係る届出書

9. 中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について

南阿蘇村では、中小企業等経営強化法による償却資産の特例措置として、中小企業者が令和 7 年 3 月 31 日までに、先端設備等導入計画に従って、新たに取得した一定の機械装置、測定工具等、器具備品、建物付属設備に対し、取得した翌年度から 3 年間に限り、固定資産税（償却資産）の課税標準額を 1/2 とします。（賃上げ方針の表明有りの場合は 4 年間 1/3）※先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。

《添付書類》

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ・工業会等による仕様等証明書の写し
- ・先端設備等に係る誓約書の写し（認定後に工業会等による仕様等証明書を取得した場合のみ）

《対象設備》

- ・先端設備導入計画に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに取得した下表の対象設備のうち、以下の要件 3 つを満たすもの。

(要件①)：年平均の投資利益率が 5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること

(要件②)：生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること

(要件③)：中古資産でないこと（最新モデルである必要はありません）

設備の種類	取得価格
機械装置	160 万円以上
工具	30 万円以上
器具備品	30 万円以上
建物附属設備（※1）	60 万円以上

※1 償却資産として課税されるものに限る。

10. 申告にあたっての注意事項

- ①償却資産の課税標準額の合計額が免税点未満（150 万円未満）となる場合でも、申告は必要です。
- ②法人成り、解散、事業所閉鎖等の場合でも、申告書備考欄にその旨と異動年月を記載し、申告してください。
- ③決算日、事業年度に関係なく、1 月 1 日現在所有の償却資産について申告してください。

11.申告についての Q & A

Q. 償却資産税の申告書が以前送られてきました。これって何の税金ですか？

A. 償却資産とは**固定資産税の一種**です。一言で言えば「事業用資産」のことで、さらに分かりやすく言えば、国税への申告時に「減価償却資産として計上したもの（完全にイコールではありませんが）」と言えます。

償却資産については、毎年1月1日現在、事業者自ら所有する資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを、1月31日までに申告する義務があります。これを償却資産の申告といいます。

計上しているものが全くないのであれば、「該当資産なし」ということになります。

Q. 税務署に確定申告をしていますが、南阿蘇村にも申告する必要があるのですか？

A. 税務署への申告は、所得税・法人税等の国税の金額を算定するもので、市町村が課税をする固定資産税の算定のための**償却資産申告とは別のもの**になります。

そのため、償却資産を所有している場合は、税務署への申告とは別に、償却資産申告書を南阿蘇村役場税務課へ提出する必要があります。

Q. どうして申告をしなければならないのですか？

A. **地方税法第383条の規定によるものです**。償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における償却資産の所有状況を1月31日までに村へ申告しなければなりません。

Q. 6月に事業を廃業しました。事業をやめた時も申告が必要ですか？

A. **申告が必要です**。毎年1月1日以前に、廃業もしくは譲渡等により所有する資産がなくなった場合にはその旨を明記して申告書を提出してください。なお、6月に廃業した場合でも、当該年度の2期および3期分の償却資産にかかる固定資産税を納付していただく必要があります。

Q. 私は農業を営んでおり、田植機やトラクター等を所有していますが、固定資産税はどうなりますか？

A. 田植機は事業用の資産に該当しますので、償却資産として固定資産税が課税されますが、トラクター等の乗用の資産は軽自動車税の課税客体となるため、固定資産税ではなく、**軽自動車税が課税されます**。なお、トラクターを購入された場合は、税務課で標識交付の手続きを必ず行う必要があります。

Q. 法人税の申告において耐用年数を経過し、減価償却済みとなった資産があります。申告する必要がありますか？

A. **申告が必要です**。法人税法または所得税法において減価償却済みの資産であっても、事業のために使用している限り、固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、申告が必要です。

Q. リース資産の申告は、どのように取り扱えばいいですか？

A. 原則としてリース会社が納税義務者となりますので、**リース会社が申告**してください。

ただし、リース期間終了後に無償譲渡の契約がある場合（所有権留保付売買としてのリース）には、原則として**借主が申告**してください。

Q. 資産が少ない場合でも申告しなければなりませんか？

A. **申告が必要です**。償却資産の所有者であれば、資産の多少にかかわらずその償却資産について申告してください。

なお、前年中に資産の増加及び減少が無い場合でも、申告書の提出が必要です。

Q. 南阿蘇村以外に償却資産を持っている場合は、どこへ申告すれば良いですか？

A. 償却資産の申告は、資産所在地の市町村長に申告していただくことになっています。

南阿蘇村以外に所在する資産については、**資産が所在する市町村へ申告が必要です**。

Q. 使用する技術が変わり、使っていない機械があります。解体に費用がかかるため、そのまま置いてあるだけで、使用する予定はないのですが、申告する必要がありますか？

A. **申告の必要はありません。**旧式化等により使用されなくなり、将来他に転用する見込みもないまま、解体・撤去されずに原形をとどめていて、税務会計上「有姿除却」しているのであれば、償却資産に含めません。

Q. 昨年7月に飲食店を開業しました。どのようなものを償却資産として申告したらよいですか？

A. 飲食店の場合、次のようなものが申告の対象となります。厨房機器、冷蔵庫、テーブル・イス、エアコン、テレビ、カラオケ機器、看板などです。

また、自己所有の建物ではなく貸店舗のテナントとして開業した場合は、店舗用に施工した内装工事や電気配線・空調工事、給排水設備も償却資産として申告の対象となります。

Q. 償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」とありますが、この「できる」とはどのような意味ですか？

A. 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれていることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれますので、一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態にあれば、固定資産税の対象となります。

Q. 耐用年数の設定はどのようにすればよいですか？

A. 固定資産税における償却資産評価に用いる耐用年数は、原則として『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）』別表第1、第2及び別表5から第8までに掲げる耐用年数によります。

また、法人税等により認められた短縮耐用年数、耐用年数省令による中古資産の見積耐用年数についても適用されます（評価基準第3章第1節八）。

Q. 中古資産の耐用年数はどのようになりますか？

A. 中古資産を取得した場合は、その資産の耐用年数を法定耐用年数とするのではなく、事業に用に供した時以降の使用可能期間を見積り、これを耐用年数とすることができます。

ただし、その中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出（改良費等）の金額が、その中古資産の再取得価格（中古資産と同じ新品のものを取得する場合の取得価格）の50%に相当する額を超える場合は、法定耐用年数を適用することになります。

また、使用可能期間の見積りが困難であるときは、簡便法により算定した年数によることができます。

〔簡便法による耐用年数の計算〕

法定耐用年数の全部を経過した資産	法定耐用年数×20% 例) 7年×20%=1.4年=2年
法定耐用年数の一部を経過した資産	(法定耐用年数－経過年数) + (経過年数×20%) 例) (15年－9年) + (9年×20%) = 7.8年=7年

※算出した耐用年数に1年未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。なお、その年数が2年に満たない場合、耐用年数は2年とします。

Q. カーポートは、固定資産税の課税対象になりますか？

A. 住宅の自家用車のために、よく見かける屋根と柱だけのカーポートは課税されません。ただし、会社などが事業の用に供することができるカーポートであれば、固定資産税の償却資産（構築物）として課税の対象になる場合があります。

Q. 償却資産の申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合はどうなりますか？

A. 資産をお持ちの方で正当な理由なく申告されない場合は、地方税法及び南阿蘇村税条例の規定により、過料を科せられる場合があるほか、固定資産税の不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限内に申告してください。

【根拠法令】 地方税法 第 383 条

(固定資産の申告)

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、自治省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

12.減価率・減価残存率表

『固定資産評価基準』別表 15 より

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得のもの A (1-r/2)	前年前取得のもの B (1-r)			前年中取得のもの A (1-r/2)	前年前取得のもの B (1-r)
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	55	0.041	0.979	0.959
22	0.099	0.950	0.901	60	0.038	0.981	0.962
23	0.095	0.952	0.905	65	0.035	0.982	0.965
24	0.092	0.954	0.908	70	0.032	0.984	0.968
25	0.088	0.956	0.912	75	0.030	0.985	0.970
26	0.085	0.957	0.915	80	0.028	0.986	0.972
27	0.082	0.959	0.918	85	0.026	0.987	0.974
28	0.079	0.960	0.921	90	0.025	0.987	0.975
29	0.076	0.962	0.924	95	0.024	0.988	0.976
30	0.074	0.963	0.926	100	0.023	0.988	0.977

13.口座振替のご案内

口座振替のお申し込みをされることにより、各納期別の口座引落日に、ご指定の口座から自動的に引落されます。金融機関や役場に出かけなくても納付できますので、納め忘れを防ぐ事が出来ます。

«ご注意ください!»

お申し込みをされる場合は、ご連絡いただくと『南阿蘇村村税等口座振替申込書』を送付します。

また、口座振替ができる金融機関は下記の5金融機関ですので、口座振替申込書は、お取引のある5金融機関（本店又は各支店）の窓口に提出する必要があります。

なお、金融機関窓口にて申込書記載内容と、ご本人確認及び通帳印の照合をされますので、運転免許証等のご本人確認ができるものと、通帳印を持参してお手続きください。

※口座振替取扱金融機関

肥後銀行、熊本銀行、熊本県信用組合、阿蘇農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

14.個人番号（マイナンバー）・法人番号の記載について

個人事業者の方は、番号法第16条に基づく個人番号（マイナンバー）の確認及び本人確認を実施させていただきます。個人事業主の方は個人番号を、法人事業者の方は法人番号を所定の記載欄にご記入をお願いします。なお、法人番号を記入した申告書の提出や電子申告の場合は、本人確認資料の添付は不要です。

	本人が申告する場合	代理人（税理士等）が申告する場合
窓口	○番号確認資料 〔個人番号カード又は通知カード※、 個人番号記載の住民票等〕 ○本人確認資料 〔個人番号カード、運転免許書等〕	○本人の番号確認資料 〔個人番号カード（両面）の写し等〕 ○代理権確認資料 〔委任状、税務代理権限証書等〕 ○代理人の本人確認資料 〔税理士証票、運転免許証等〕
郵送	○番号確認資料の写し 〔個人番号カード（両面）又は通知カード※、 個人番号記載の住民票等の写し〕 ○本人確認資料の写し 〔個人番号カード、運転免許書等の写し〕	○本人番号確認資料 〔個人番号カード（両面）の写し等〕 ○代理権確認資料 〔委任状、税務代理権限証書等（原本）〕 ○代理人の本人確認資料 〔税理士証票、運転免許証等の写し等〕

※「通知カード」は、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合に限り、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

※マイナンバー（個人・法人番号）の記入がない申告書についても、これまでどおり受付しますが、マイナンバー制度の趣旨が『行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するため』であるということをご理解いただき、申告書へのマイナンバーの記載をお願い致します。

15.さかのぼり課税について

申告漏れ等により、過年度分の税額が発生する場合は、最大で5ヶ年度分さかのぼって課税となります。また、追加課税となった場合は通常の納期と異なり、納期は1回（随期）となりますので、ご注意ください。（地方税法第17条の5第5項）

なお、過年度に減少すべき資産があった場合は、その資産がいつから存在していないのか分かるよう、種類別明細書等にその旨を記入してください。

16. 申告をしなかった、または、虚偽申告をした場合

申告すべき事項について、正当な理由なく申告しない場合、地方税法第386条及び南阿蘇税条例第75条第1項の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽申告の場合は、地方税法第385条の規定により、罰金等を科されることがありますので、ご注意ください。

受付印	年 月 日 南阿蘇村長 様	令和 年度	償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※ 所有者コード
所有者	1 住所 (ふりがな) 〒 又は納税通知書送達先 (電話)	3 個人番号(マイナンバー)又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有 ・ 無
		4 事業種目(資本等の金額) (百万円)		9 増加償却の届出	有 ・ 無
		5 事業開始 年 月		10 非課税該当資産	有 ・ 無
	2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 (屋号) (印)	6 この申告に回答する者の係及び氏名 (電話)		11 課税標準の特例	有 ・ 無
		7 税理士等の氏名 (電話)		12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ 無
			13 税務会計上の償却方法	定率法 ・ 定額法	14 青色申告
	資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	① ② ③ ④
1 構築物					16 借用資産 貸主の名称等 (有 ・ 無)
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					
資産の種類	※ 評価額 (ヘ)	※ 決定価格 (ト)	※ 課税標準額 (チ)	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 ・ 借家	
				18 備考(添付書類等) 申告内容 1 資産の増減 あり ・ なし 2 該当資産 なし 異動事項(異動日 年 月 日) 1.廃業、解散等 2.村内事業所廃止 3.名称(氏名)の変更 4.送付先の変更 5.その他()	
1 構築物					
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					

第二十六号様式(提出用)

受付印		年 月 日		令和 年度		※ 所有者コード	
南阿蘇村長 様				令和 年度			
(ふりがな) 住所 〒869-1411 あそぐんみなみあそむらのおおあざかわよう 又は納税通知書送達先 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1番地 (電話) 0967 - 67-0000		3 個人番号(マイナンバー)又は法人番号		4 事業種目 (資本等の金額)		8 短縮耐用年数の承認 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
(ふりがな) 氏名 みなみあそ たろう 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 南阿蘇 太郎 (屋号)		5 事業開始 昭和 63年 4 月		6 この申告に回答する者の係及び氏名 南阿蘇 太郎 (電話 67-0000)		9 増加償却の届出 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
		7 税理士等の氏名 (電話)		10 非課税該当資産 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		11 課税標準の特例 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
				12 特別償却又は圧縮記帳 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		13 税務会計上の償却方法 <input checked="" type="radio"/> 定率法 ・ <input type="radio"/> 定額法	
				14 青色申告 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無			
資産の種類		取得価額		15 市(区)町村		① 南阿蘇村大字河陽1番地 ② ③ ④	
		前年前に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		業所等資産の所在地	
		前年中に取得したもの (ハ)		計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)			
1	構築物	7,500,000			7,500,000	16 借用資産 貸主の名称等 (有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無)	
2	機械及び装置	4,550,000	2,480,000	1,000,000	3,070,000	17 事業所用家屋の所有区分 <input checked="" type="radio"/> 自己所有 ・ <input type="radio"/> 借家	
3	船舶					18 備考(添付書類等) 申告内容 1 資産の増減 あり ・ なし 2 該当資産 なし 異動事項(異動日 年 月 日) 1.廃業、解散等 2.村内事業所廃止 3.名称(氏名)の変更 4.送付先の変更 5.その他()	
4	航空機						
5	車両及び運搬具						
6	工具、器具及び備品	554,600	548,000	568,000	574,600		
7	合計	12,604,600	3,028,000	1,568,000	11,144,600		
資産の種類		※ 評価額 (ホ)		※ 決定価格 (ヘ)		※ 課税標準額 (ト)	
1	構築物						
2	機械及び装置						
3	船舶						
4	航空機						
5	車両及び運搬具						
6	工具、器具及び備品						
7	合計						

第二十六号様式(提出用)

4	事業種目(資本等の金額)	事業種目を具体的に記載してください。また、法人にあっては資本金又は出資金等の金額を記入してください。
5	事業開始年月	事業開始年月(法人設立年月)を記入してください。
6	この申告に应答する者の係及び氏名	この申告について应答される方の氏名及び電話番号を記入してください。
7	税理士等の氏名	税理士等に経理を委託している場合は、氏名及び電話番号を記入してください。
8	短縮耐用年数の承認	該当する方を○で囲んでください。有に該当する場合は「承認通知書」の写しを添付してください。
9	増加償却の届出	該当する方を○で囲んでください。有に該当する場合は「届出書」の写しを添付してください。
10	非課税該当資産	該当する方を○で囲んでください。非課税資産の価額はこの取得価額に含めないでください。
11	課税標準の特例	該当する方を○で囲んでください。新規の資産で該当がある場合は、仕様書の添付をお願いします。
12	特別償却又は圧縮記帳	該当する方を○で囲んでください。
13	税務会計上の償却方法	税務会計上の償却資産の方法について、該当する方を○で囲んでください。(固定資産税では定率法で算出願います)
14	青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方に○で囲んでください。
15	事業所等資産の所在地	複数事業所がある場合は、各所在地を全て記入してください。4箇所以上ある場合は、別紙を作成して、記入の上添付してください。
16	借用資産(有・無)	該当する方を○で囲んでください。※有の場合は貸主の住所、名称等を記載してください。(リース元等)
17	事業所用家屋の所有区分	事業所である家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。
18	備考 異動内容 異動事項	前年度申告された方で、前年度の資産との増減がある場合その旨記入をお願いします。 初めて申告される方で、該当資産を所有していない場合はその旨記入をお願いします。 異動事項がある場合は、その内容及び異動年月日を記入してください。
19	取得価額 前年前※1に取得したもの (イ) 前年中※2に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	前年前に取得された資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 前年中に減少された資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 前年中に取得した合計額を資産の種類別に記入してください。 (イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した合計額を資産の種類別に記入してください。 ※1 前年前とは、令和6年1月1日以前 ※2 前年中とは、令和6年1月2日から令和7年1月1日まで
	※ 評価額 (ホ)	記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記入してください。
	※ 決定価格 (ヘ)	記入の必要はありません。
	※ 課税標準額 (ト)	記入の必要はありません。

※ 所有者コード		※		令和 年度		所有者名		枚のうち						
				種類別明細書（増加資産・全資産用）										
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 格	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	※課税標準の特例		※ 課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
										率	コード			
1													1・2 3・4	
2													1・2 3・4	
3													1・2 3・4	
4													1・2 3・4	
5													1・2 3・4	
6													1・2 3・4	
7													1・2 3・4	
8													1・2 3・4	
9													1・2 3・4	
10													1・2 3・4	
11													1・2 3・4	
12													1・2 3・4	
13													1・2 3・4	
14													1・2 3・4	
15													1・2 3・4	
16													1・2 3・4	
17													1・2 3・4	
18													1・2 3・4	
小 計														

第二十六号様式別表一

注意 ・「増加事由」の欄は 1 新規取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他いずれかに○印をつけてください
 ・資産の種類は数字で記載してください。
 1 構築物、 2 機械装置、 3 船舶、4 航空機、5 車両・運搬具、6 工具・器具・備品

※ 所有者コード			※		令和 年度 【記入例】					所有者名			枚のうち	
													枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価格	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例		※課税標準額	増加事由	摘要
										率	コード			
1	1		貯蔵庫	1	S60.5	2,000,000	20						1・2 3・4	
2	2		田植機	1	H16.3	1,635,000	7						1・2 3・4	
3	6		エアコン	1	H30.7	300,000	6						1・2 3・4	申告漏れ
4	2		太陽光発電	1	R1.10	7,000,000	17						①・2 3・4	12KW
5													1・2 3・4	
～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
18													1・2 3・4	
小計														

注意 ・「増加事由」の欄は 1 新規取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他いずれかに○印をつけてください
 ・資産の種類は数字で記載してください。
 1 構築物、 2 機械装置、 3 船舶、 4 航空機、 5 車両・運搬具、 6 工具・器具・備品

欄	記入のしかた
所有者コード	償却資産明細書の左上の番号を記入してください。(新規事業所の記入の必要はありません。)
資産の種類	資産の種類に対応する1～6までの数字を記入してください。 1 構築物 2 機械及び装置 3船舶 4航空機 5車両及び運搬具 6工具・器具及び備品
資産の名称等	漢字等で記入してください。
数量	資産の数量を記入してください。
取得年月	資産を取得した年月を記入してください。
取得価額	資産を取得するために支払った金額を記入してください。
耐用年数	資産に対応した耐用年数を記入してください。
増加事由	資産の増加事由に対応する1～4までの数字を○で囲んでください。 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4その他
摘要	次のような事項を記入してください。 課税標準の特例のある資産については、その適用事項(例 地方税法第349条の3第1項) 耐用年数の変更があった場合には、変更後の年数を表示(税法改正分については「改正」を記入してください。) 増加償却を行っている資産については、その旨の表示

869-1404

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705-1

南阿蘇村役場 税務課 償却資産担当 行

〔令和 7 年度償却資産申告書在中〕

◆郵送で申告書を提出される際は、「宛名ラベル」として切り取って封筒に添付し、ご利用ください。